

(原稿誤り)

九

表中改正
後欄から
終りから
一三

〃

〃

一〇

表中改正
後欄中
〇二

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

四三

表中改正
後欄中
終りから
一三

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

入所

通所

入所

通所

四六ページ一五行目の前に次を加える。
第八条を削る。

令和四年十二月二十八日(号外第二百七十九号)
公布厚生労働省令第百七十五号(児童福祉施設の
設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省
令)
(原稿誤り)

五三上 表中改正 居宅訪問型保育 居宅訪問型保育
終りから 事業者
五、四

五三ページ下段終りから七行目「基準第四十条
の三第二項」は「基準(以下「新指定通所支援基
準」という)第四十条の三第二項(新指定通所支
援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十
四条、第七十一条、第七十一条の二及び第七十一
条の六において準用する場合を含む。)」の誤り。

五四上 一〇 第百七十五号 第百五十九号

正 誤

令和四年十月五日(号外第二百十三号) 公布外
務省令第十号(旅券法施行規則の全部を改正する
省令)
(原稿誤り)

一八ページ別記第三号様式中「記事事項に変更
を生じたため」は「記載事項に変更を生じたため」
の誤り。

ページ 段 行 誤 正

令和四年十一月三十日(号外第二百五十五号)
公布厚生労働省令第百五十九号(児童福祉施設の
設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省
令)